

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止のための確認事項

～健康管理と感染が疑われた際の対応について～

2021. 4. 1

立教池袋中学校・高等学校

本校では、校内での新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下のように出欠席の管理等を通常時と変更しています。以下ご確認いただき、対応いただけますよう、お願いいたします。

■出席停止と欠席・遅刻・早退の扱いについて

1. 毎日の健康観察を続けて、健康観察表に記入してください。

検温を含む健康観察を毎日、十分に行ってください。同居するご家族の皆様の健康観察も同様をお願いします。登校日に本人及び同居家族の方に風邪症状がない場合は、記入済みの健康観察表を忘れずに持参し、登校してください。本人及びご家族に発熱や咳などの風邪症状が確認された時は必ず、自宅で療養するようにしてください。

2. 風邪症状に関する出席停止とその期間・手続きについて

①本人及び同居ご家族に発熱・咳などの風邪症状の見られる場合

→風邪症状がなくなるまで、自宅休養し、無理に登校しないでください。この欠席期間は出席停止となります。本人や同居ご家族の風邪症状で欠席する場合は、生徒本人でなく必ず保護者が、登校時間までに、学校にお電話での連絡をお願いします。生徒の安全確認のために、必ずお電話いただきますようお願いいたします。登校時間までにご連絡をいただかず、欠席された場合は通常の欠席となります。

※再登校の際は、「新型コロナウイルス感染症関連・インフルエンザ・感染性胃腸炎の欠席届」を必ず提出してください。

欠席時の電話連絡と再登校の際の届をもって、出席停止といたします。

②その他の場合での新型コロナウイルス感染症に関する欠席について

→新型コロナウイルスの感染状況によっては、本人及びご家族の風邪症状以外の理由で欠席を希望される場合あると考えられます。このような場合においても、出席停止とします。①同様に生徒本人ではなく必ず保護者が、登校時間までに、学校に電話連絡をお願いします。生徒の安全確認のために、必ずお電話いただきますようお願いいたします。こちらも、事前のご連絡がない場合には、通常通りの欠席となります。

※再登校の際は、「新型コロナウイルス感染症関連・インフルエンザ・感染性胃腸炎の欠席届」を必ず提出してください。

欠席時の電話連絡と再登校の際の届をもって、出席停止といたします。

③遅刻に関して

遅刻は通常通りに扱います。

④連絡が無く生徒が登校していない場合は、学校から保護者の方に確認の連絡をいたします。

⑤学校で風邪症状が見られた場合の早退について

→学校で風邪症状が確認された場合は、保護者の方にご連絡の上、直ちに帰宅させます。この早退も出席停止とします。

- ・保護者の方にご連絡が取れない場合でも、症状が落ち着いている場合は帰宅させることがあります。但しその際は、安全確認のため帰宅次第、保健室に必ず電話連絡を入れるよう指示します。ご了承ください。帰宅させた後も、学校から保護者の方へのご連絡は続けます。保護者の方は緊急時必ず学校と連絡が取れるように対応をお願いします。

3. 新型コロナウイルス感染や濃厚接触での出席停止の場合

①医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

→登校開始日は、保健所からの指示に従い決定しますが、通常、発症日から10日経過しかつ、症状軽快後72時間経過した場合となります。保健所から就業制限解除通知が届き次第、そのコピーを学校に提出してください。

※新型コロナウイルスに感染していると診断された際は、速やかに学校への報告をお願いします。

②同居家族が新型コロナウイルスに感染するなど、感染者の濃厚接触者となった場合

→出席停止期間は「最終接触日から14日間」となります。保健所の指示に従い、PCR検査の実施や、家庭での健康観察を行ってください。登校する際には「新型コロナウイルス感染症関連・インフルエンザ・感染性胃腸炎の欠席届」の濃厚接触に関する記入欄に記入し、健康観察記録した健康観察表と共に、登校時に提出してください。「最終接触日から14日間」が、月をまたがる時は前月分の健康観察表も提出してください。

※濃厚接触者となった場合は、速やかに学校への報告をお願いします。

③ご家族の方が濃厚接触者となった場合、またはPCR検査を受けることになった場合

(定期的に、または感染予防のために受ける場合は除く)

- ご家族の方が濃厚接触者となった場合、またはPCR検査を受けることになった場合(定期的に、または感染予防のために受ける場合は除く)は、生徒の登校は控えてください。この欠席は出席停止といたします。
- 登校を控えていただく期間は、i. に該当するご家族の方のPCR検査の結果が判明するまでといたします。
- PCR検査結果が陰性の場合は、生徒は登校を再開してください。その際は、「新型コロナウイルス感染症関連・インフルエンザ・感染性胃腸炎の欠席届」を提出してください。陽性の場合、生徒は濃厚接触者となりますので、保健所の指示に従いご家庭での健康観察を続けてくだ

さい。

※ご家族の方が濃厚接触者になった場合、または PCR 検査を受けることになった場合は、速やかに学校への報告をお願いします。

4. その他の学校感染症での出席停止について

麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・流行性角結膜炎などの学校感染症に罹患した場合も速やかに学校にご報告をお願いします。学校感染症に関しましては、通常通り、症状が改善し、医師の登校許可が出た時点で、医師に登校許可書を記入してもらい、持参の上、登校してください。

※インフルエンザ・感染性胃腸炎（その他の感染症）は学校感染症ですが、この2つの感染症に関しましては登校時の医師の登校許可書は省略いたします。

インフルエンザ⇒出席停止期間は、「発熱した日の次の日から5日経過し、かつ、解熱した日の次の日から2日経過するまで」となります。出席停止期間を過ぎたのち、登校してください。登校時は、本日配信しております「新型コロナウイルス感染症関連・インフルエンザ・感染性胃腸炎の欠席届」に発熱日、解熱日を明記の上、必ず持参するようにお願いします。

感染性胃腸炎⇒下痢・嘔吐症状が軽減し、全身状態が良い状態になれば登校可能となります。登校時は、「新型コロナウイルス感染症関連・インフルエンザ・感染性胃腸炎の欠席届」を必ず持参してください。感染性胃腸炎では、回復後も数週間にわたって便からウイルスが排出されることがあります。回復後も、トイレの後の手洗いの励行をお願いします。

■発熱時の対応のお願い

発熱があった場合は、必ず受診していただくよう、お願いいたします。解熱後の登校につきましては、医師の指示に従ってください。

■学校への新型コロナウイルス感染症に関する報告のお願い

1. 校内での感染拡大防止の対応を早急に開始するため、以下の状況が確認された場合は、速やかに学校までご連絡をお願いします。

① 生徒が風邪症状を呈し新型コロナウイルス感染症を疑い医療機関を受診し、PCR 検査や抗原検査を受けた場合

※新型コロナウイルス感染症を疑ったときや、新型コロナウイルス感染症に関する心配がある時の相談の仕方は、各都道府県によって、若干の違いがあるようです。かかりつけ医や近隣の医療機関へまず、電話で相談してみることが主流となっているようですが、お住まいの都道府県のホームページでご確認ください。

新型コロナウイルスへの感染を疑う場合の相談・受診の目安

(少なくとも以下の場合には必ず相談してください。それ以外の場合も心配があれば早めに相談してください)

- 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱など、いずれかの症状がある場合
- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患などある人は風邪症状が出た場合
- それ以外の人でも風邪症状の続く場合

- ② 生徒が医療機関において、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ③ ご家族の方が新型コロナウイルスに感染するなど、生徒が濃厚接触者となった場合
- ④ ご家族の方が濃厚接触者となった場合、または PCR 検査を受けることになった場合
(定期的に、または感染予防のために受ける場合は除く)
- ⑤ その他、報告・相談の必要性のある場合

2. 学校がお休みの期間中の報告方法について

学校がお休みの期間においても、上記①～⑤の場合は、以下「新型コロナウイルス感染症に関する報告用メールアドレス」に直ちにご報告をお願いします。(このメールを確認できるのは、事務長・事務課長・養護教諭・保健室職員の4名のみです)

『新型コロナウイルスに関する報告用メールアドレス』

hokenres@ml.rikkyo.ac.jp

(右の QR コードからもアクセスできます)



報告の際必要な項目

1. 生徒の学年・組・番号・氏名
2. 保護者の方の氏名及び、連絡先電話番号

情報管理の観点から、ご報告内容に関しましては、メールを確認次第こちらからお電話させていただき、状況をお伺いします。

■今後の対応の変更の連絡について

この対応は、2021年4月1日現在の状況で判断していますので、今後の状況の変化に伴って対応が変化する場合は随時学校からお知らせいたします。